

子育てのための施設等利用給付認定(2・3号)の申請について (幼稚園に在園していない方向け)

1 施設等利用給付認定について

認証保育所・認可外保育施設等を利用し、無償化給付を受けるためには、お子さんの保育が必要であることの認定(施設等利用給付認定)を受ける必要があります。

認定には「認定区分」・「保育が必要な事由」・「認定期間」の項目があり、お子さん1人につき「子育てのための施設等利用給付認定通知書」を送付します。

※すでに、当年度の認可保育園等の入所申込をし、「待機」となっている場合は、新たに施設等利用給付認定の申請をする必要はありません。教育・保育給付認定を施設等利用給付認定とみなし、認定通知書を送付します。

(1)施設等利用給付認定の区分について

お子さんの「年齢(クラス)」「利用する施設」によって認定区分が異なります。

認定区分	対象となる子ども	給付を受けられる施設・事業
1号認定	満3歳以上で就学前の子ども	私立幼稚園
2号認定	3歳クラス以上で保護者の就労や疾病などにより家庭での保育が困難な子ども	・幼稚園の預かり保育 ・認証保育所 ・認可外保育施設 ・みなと保育サポート ・一時預かり事業 ・病児保育室
3号認定	0～2歳クラスで住民税非課税世帯の子ども	・派遣型一時保育事業 ・育児サポート子むすび(ファミリー・サポート・センター事業)

(2)保育が必要な事由

施設等利用給付認定(2号認定、3号認定)を受けるには、保護者(父母それぞれ)が下記のいずれかに該当する必要があります。

- ① 就労……………月48時間以上の就労を常態としている場合
- ② 出産……………妊娠中又は出産後間がなく保育が困難な場合
- ③ 疾病……………疾病、負傷により保育が困難な場合
- ④ 障害……………心身に障害があり保育が困難な場合
- ⑤ 介護・看護 ……疾病又は心身に障害を有する同居の親族を常時介護・看護している場合
- ⑥ 求職……………求職活動をしている場合
- ⑦ 就学……………週4日以上かつ1日4時間以上の就学を常態としている場合
- ⑧ 災害復旧……………災害の復旧にあたっているため、保育が困難な場合
- ⑨ 育児休業……………育児休業取得前から保育施設を利用している児童が、当該施設を引き続き利用する場合
- ⑩ その他……………児童福祉の観点から社会的養護が必要な場合など、明らかに保育が必要と認められる場合

(3) 認定期間

認定期間は、保育が必要な事由に応じて決定します。

認定は、申請日以降の保育が必要な期間から開始します(申請日より前に認定はできません)。

保育が必要な事由	認定期間
就労	小学校就学前まで(失職した場合は「求職」に同じ) ※就労内定の場合の認定開始日は、就労開始日です。 ※育児休業からの復職時の認定開始日は、復職日です。
出産	出産予定月の2か月前から、出産日から57日目の属する月末まで
疾病・障害/介護・看護 災害復旧/その他	保育の必要が無くなるまで
求職	申請日から90日目の属する月末 (ただし、認定期間内に就職した場合は、「就労」に認定変更)
就学	学校の卒業(修了)まで
育児休業 (在園児のみ)	育児休業対象児童が1歳6か月になる日の属する年度末

(4) 提出書類

お住まいの地区の各総合支所区民課保健福祉係に以下ア～エまでの書類(エは該当者のみ)を提出します。

ア 子育てのための施設等利用給付認定申請書

イ 保育が必要な理由を証明する書類 ※父母それぞれについて必要です。

父母等の状況		必要書類
就労	従業員・派遣社員 パート等(内定者を含む)	就労証明書 <u>認定開始日の3か月前の日以降に発行されたもの</u>
	役員・自営業主 家庭内職者 家族従業者等 ※①～④の書類の 全てが必要	①就労証明書 <u>認定開始日の3か月前の日以降に発行されたもの</u> ②タイムスケジュール ③仕事の実態が分かるもの (例:請負契約書、登記事項証明、開業届、営業許可書、履歴事項証明書等) ④収入が分かるもの (例:確定申告書、直近3か月の報酬の記録とその振込みが確認できる通帳等) ※③④はコピー可。第三者機関発行、又は公的機関の証明
出産		母子手帳の出産(予定)日の分かるページのコピー
疾病		診断書のコピー <u>認定開始日の3か月前の日以降に発行されたもの</u>
障害		障害者手帳のコピー
介護・看護 ※①～③の書類の 全てが必要		① 被介護・看護者の診断書、介護保険証又は障害者手帳のコピー ② タイムスケジュール ③ 介護、看護の実態が分かるもの(例:居宅サービス計画書等)
求職		ハローワーク受付票のコピー(ハローワークが発行したもの)
就学 (就学予定者を含む)		①就学(予定)証明書 <u>認定開始日の3か月前の日以降に発行されたもの</u> ②就学の実態が分かるもの(例:時間割、カリキュラム等)
災害復旧		り災証明等のコピー

父 母 等 の 状 況	必 要 書 類
育児休業育児休業 (申請児童の下の子の 育児休業に限る) ※①～③の書類の 全てが必要	①上記の「就労」の認定に必要な書類全て(育児休業期間の記載のあるもの) ②育児休業届 ③契約書(入所に関する部分、契約時間に関する部分のコピー)又は受託 証明書(認定開始日の3か月前以降に発行されたもの) ※育児休業取得前から、③の保育施設を利用していることを確認します。

※提出された書類に不備があり、保育の必要性が確認できない場合は、認定できません。

※就労認定で、申請児童の育児休業を取得中の場合は、認定期間は復職証明書の提出の後に決定します。

ウ 保育所等利用申込み等の不実施に係る理由書

エ その他(該当者のみ)

区 分	必 要 書 類
育児休業の認定を受ける場合	・契約書(入所に関する部分)のコピー又は受託証明書[DL] ・1か月分の保育料領収書のコピー
ひとり親の場合	・ひとり親であることが確認できる書類(戸籍謄本、児童扶養 手当証書等)のコピー
・令和2年1月1日・令和3年1月1 日時点で日本に住民登録がない場 合(海外在住・大使館職員) ・令和元年中に海外で収入があっ た場合	・年間収入申告書[DL]令和元年分・令和2年分 ※平成31年1月～令和元年12月・令和2年1月～12月に収入・控除が ある方はその証明書を添付してください。

2 認定の変更について

認定後、保護者の保育の必要性について変更がある場合や世帯の状況が変更となった場合は、「認定変更申請書」と変更内容を証明する書類をご提出ください。

(1) 保育の必要性に関する変更(①・②ともに提出が必要です)

① 認定変更申請書

② 保育の必要性を証明する書類

※就労・育児休業の方の変更の場合は下記をご提出ください。

- ・育児休業からの復職・・・復職証明書
- ・育児休業を取得・・・育児休業届と受託証明書(契約書)
- ・転職・・・転職後の就労証明書

(2) 世帯の状況の変更(①・②ともに提出が必要です)

① 認定変更申請書

② 世帯の状況の変更を証明する書類(戸籍謄本等の世帯構成の変更を証明する書類)

※結婚をした場合は、配偶者の保育の必要性を証明する書類の提出が必要です。

(3) 港区内で転居した場合(①を提出してください)

① 申請内容変更届

3 現況届について

認定後、年に1回「現況届」を郵送します。現況届が届きましたら、記入後、保育の必要性を証明する書類を添付して提出してください。

4 給付の受け方

給付(施設等利用給付費)の申請時は、以下書類をそれぞれの申請先に提出します。

申請始期、給付の手続きの詳細については、利用する施設ごとにことなりますので詳しくは、港区ホームページ又は各事業のパンフレットを参照してください。

施設・サービス	パンフレット又は請求書類	提出先・問合せ
認証保育所	認証保育所保育料助成のご案内	保育課 保育支援係 ☎03-3578-2429
認可外保育施設	認可外保育施設保育料助成のご案内	保育課 保育支援係 ☎03-3578-2428
一時保育(保育園) 病児保育	・施設等利用給付費請求書(償還払い用) ・特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書 ・特定子ども・子育て支援提供証明書	保育課 保育支援係 ☎03-3578-2871
みなと保育サポート、一時預かり事業(あつぴい、あい・ぽーと、Pokke)、 派遣型一時保育事業、 育児サポート子むすび (ファミリー・サポート・センター事業)	・幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用費請求書 ・特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証 ・特定子ども・子育て支援提供証明書	子ども家庭支援センター ☎6400-0090

5 問合せ

(1)認定に関すること(幼稚園に在園していない方)

各総合支所区民課保健福祉係

芝地区	☎3578-3161
麻布地区	☎5114-8822
赤坂地区	☎5413-7276
高輪地区	☎5421-7085
芝浦港南地区	☎6400-0022

(2)給付に関すること(幼稚園に在園していない方) 上記4の表中の「提出先・問合せ」を参照